

【用語】陣屋—各任地にある代官の屋敷・役宅、ここでは岩鼻代官所  
普請—工事、至而—きわめて、非常に群中割—郡中割、修復等の諸  
費用を郡内の村々へ割り振ること 荷とうゆ—荷物の包装に用いる桐  
油紙 郷宿—陣屋の周辺にあつた百姓宿、順達—回状を順次に送達す  
ること 伝馬人足—宿継ぎの人馬 小前百姓—一般の本百姓 才料  
—宰領、荷物を運送する人夫に付き添い、監督・支配する役 一統—  
同

【解説】幕府は、寛政改革の柱である農村復興策を推進するため、こ  
れまで江戸屋敷で執務することが多かつた幕府代官を任地に常駐させ  
る政策をとつた。寛政五年(一七九三)、上野国八郡内の幕府領を統治す  
る代官役所が、中山道と日光例幣使道に近い岩鼻村(高崎市)に設置さ  
れた。初代の岩鼻代官となつた吉川栄左衛門と近藤和四郎は、今後の  
陣屋の修復普請経費の負担方法、陣屋から村々への回状伝達方法、陣  
屋役人の人馬賃銭の負担方法、江戸への年貢金運搬方法について、そ  
の管轄下の村々へ指示を与えた。

この文書は、その指示に対する郡中惣代(岩鼻村の名主)から代官あて  
の回答書の控である。内容は、陣屋の修復普請などの費用は郡中割で  
村々が負担すること。急廻状は岩鼻村の郷宿に依頼すれば支障なく処  
理すること。役人が廻村する際の人馬賃銭は従来どおり村継ぎにして  
欲しいこと。年貢金を江戸へ運搬する際の宰領は郡中村々から一人出  
し、他の一人は代官役所の費用で出して欲しいことなどである。岩鼻  
陣屋の設置に伴う支配組織の整備状況と、管轄下の村々の負担の状況  
がうかがわれる。